

マイナンバーカードのお知らせ

●マイナンバーカードは受け取りましたか？

マイナンバーカードの申請をされて、交付通知書(はがき)が自宅に届いた方は、早めにマイナンバーカードを受け取りにお越しください。平日17時までに仕事等でマイナンバーカードを受け取りに来られない方は、住民係へご相談ください。



●マイナンバーカード申請サポートいたします

住民係・庶務支所では、申請サポート窓口を開設しています。QRコード付きの申請書がある方は持参ください。申請書がない方は、直接窓口へお越しください。顔写真を撮影するだけで簡単に申請できますので申請の際は、本人確認書類を持参してください。
問合先/町民サービス課住民係 内線(514)

社会福祉協議会会葬お礼ハガキ利用料

- ・澤野 貢一さん(和天別110) 16,000円
- ・岡部 美佐夫さん(西1南1) 28,000円
- ・松本 隆志(西庶路東2北3) 23,000円

釧路市西消防署白糠支署
9月末までの活動状況

- 救急出動件数 40件(417件)
- ・急病 32件(316件)
 - ・交通事故 1件(20件)
 - ・その他 7件(81件)
- ドクターヘリ搬送件数 1件(7件)
- 火災出動件数 0件(6件)
- その他の出動件数 4件(56件)
- ※()内は1月からの累計出動件数

～ストーブ火災に注意！～

朝晩の冷え込みにより、ストーブを使い始める家庭も多いのではないのでしょうか。

灯油ストーブなどの暖房機器には、火災のリスクがあることを忘れずに、次の点に注意してご使用ください。

- ①洗濯物は上部や近くに干さない。
- ②周りに燃えやすいものは置かない。
- ③就寝中は使用しない。
- ④外出する際は電源を切り電源プラグを抜く。
- ⑤燃料を入れるときは必ず火を消す。
- ⑥絶対にガソリンを給油しない。

問合先/西消防署白糠支署 ☎ 2-2053

水道課からのお知らせ

●水道料金の納入について

水道料金の未納が続くと給水を停止する場合がありますので、必ず納期限までに納付してください。納付に係る相談は、1階水道課窓口で受け付けています。

●水道の凍結に注意してください

毎年、冬期間に水道管の凍結が多発しています。凍結すると水道が使えなくなるだけでなく、修理が必要となり費用が発生してしまう場合があります。凍結を防ぐため、夜間など長時間水道を使用しない時間帯には元栓を閉め、凍結させないように注意しましょう。

●水道の使用開始・中止届について

届出のないまま水道を使用すると無断使用となり、料金は使用開始月までさかのぼって請求されます。また、使用を中止(一時中止を含む)の場合も、届出をしない場合は、料金が請求されますので、使用開始、中止の際には必ず水道課窓口または電話で手続きをしてください。

●下水道接続のお願い

下水道は家庭から排出される汚水をきれいに自然に戻すことが役割であり、海や河川の水質保全には下水道の普及が重要です。供用区域に住んでいる方は、接続への理解と協力をお願いします。

なお、供用開始から3年以内に接続工事を行った場合、町の補助金制度や融資あっせん制度もありますので、利用を希望する方は気軽に問い合わせください。

問合先/水道課業務係 内線(544)

青少年音楽祭の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、白糠町総合文化祭は中止となりました。併せて関連事業である青少年音楽祭も中止とさせていただきますので、ご了承ください。

〈青少年音楽祭実行委員会(山吉) ☎ 2-5116〉

夕暮れ時は
反射材をつけましょう

— 釧路警察署からの呼びかけ —
☎ 0154-23-0110



これからの時期は日陰や橋の上、トンネルなどで路面が凍結している場合があります。運転の際は路面状況をよく確認し慎重な運転を心がけましょう。

歩行者の方は明るい服装や反射材を活用してドライバーから目立つような工夫をしましょう。

国税庁からのお知らせ

■税を考える週間とは

国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割などについて理解を深めてもらうため、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」としています。

期間中は「くらしを支える税」をテーマに国税庁のホームページで国税庁の取り組みについて紹介していますので、この機会に税について考えてみましょう。

■年末調整手続の電子化について

年末調整の際に、従業員が作成して、勤務先に提出する「保険料控除申請書」などの種類については、従業員から電子データにより提出(提供)を受けることが可能です。また、これらの種類に添付していた保険会社から送付されている「控除証明書」についても電子化が進んでいます。詳しくは国税庁ホームページを確認ください。

■消費税の届出はお済ですか？

【課税事業者届出書の提出等について】

令和2年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者は、消費税の課税事業者となりますので「消費税課税事業者届出書」を税務署に提出してください。

また、消費税法に基づく帳簿の記載や請求書等の保存とともに、消費税の申告や納付を行ってください。

【簡易課税制度について】

令和2年分における課税売上高が5,000万円以下の場合は、簡易課税制度を選択することができます。令和4年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和3年12月31日までに、納税地の所管税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

ホームページ/<http://www.nta.go.jp>

問合先/税務課業務係 内線(537)

林業退職金共済制度へ加入しませんか

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

●事業主の皆さんへ

- ・共済証紙は労働日数に応じて貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求してください。

問合先/林業退職金共済事業本部 ☎ 03-6731-2889

家屋調査のお知らせ

町では、固定資産税の課税対象となる建物を対象に家屋の実地調査を実施します。町民皆さんの協力をお願いします。

●家屋実地調査とは？

町内にある家屋と家屋課税台帳に登録してある事項とを比較し、課税対象家屋の課税漏れ、または、取り壊し等がある家屋を調査します。

●調査方法

- ①担当職員(調査員)が調査に伺い、家屋課税台帳および図面と現況を照らし合わせます。
- ②調査の際は、敷地内に立ち入らせていただくこととなります。
- ③必要に応じて所有者や建設年度などを訪ねる場合がありますので、協力をお願いします。
- ④調査員は身分証を携帯し、名札を着用しています。
- ⑤課税されていない家屋が判明した場合は、所有者の了承を得て評価させていただきます。留守の場合は、後日電話で所有者に日程等を連絡の上、調査員が改めて伺います。
- ⑥調査にあたって調査費等をいただくことは一切ありません。また、課税対象の家屋と判明し、評価した場合においても、その場で税金を徴収することはありません。

【お願い】

令和3年度の固定資産税納税通知書に課税証明書を同封していますので、課税証明書に記載されている家屋と実際に所有している家屋について相違などがある場合は、連絡をください。

また、家屋を新增築された場合や取り壊した場合、法務局に登録していない家屋の所有者を変更した場合についても、連絡してください。

なお、確認申請および登記申請されている家屋については、連絡の必要はありません。

問合先/税務課資産税係 内線(534・535)

今月の納税

固定資産税 第4期

国民健康保険税 第5期

納付期限 11月30日(火)

■今月の夜間窓口

日時/11月24日(水) 17:00~19:00まで
会場/役場1階税務課窓口(6番窓口)

問合先/税務課収納係 内線(538)